

【後期高齢者医療制度】保険料率改定のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっており、平成26年度及び平成27年度の保険料率（被保険者均等割額・所得割率）が決定しました。被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額

51,273円（被保険者全員が等しく負担）

所得割額

10.02%（被保険者が所得に応じて負担）

- 保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額57万円です。（平成26年4月1日から保険料の上限が年額55万円から57万円に引き上げられました。）

$$\text{保険料} = \text{被保険者均等割額 } 51,273 \text{円} + \{ (\text{総所得金額等} - 33 \text{万円}) \times \text{所得割率 } 10.02\%$$
- 保険料の軽減…所得の低い方及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった方は、次のとおり保険料が軽減されます。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない (年金収入80万円以下)	9割
33万円以下	8.5割
33万円 + (24万5千円 × 被保険者数) 以下	5割
33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下	2割

所得割の軽減

被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

被用者保険の被扶養者

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた方が対象となります。

基礎控除（33万円） 後の総所得金額等	所得割の軽減割合
58万円以下	5割

均等割額	所得割額
9割軽減	負担なし

【お問合せ先】 牟岐町役場 健康生活課 電話 0884-72-3417
FAX 0884-72-2716

一般社団法人日本損害保険協会より軽消防車の寄贈がありました

日本損害保険協会では、防災事業の一環として、地域における消防力の強化・拡充に貢献することを目的に全国の自治体や離島に消防自動車等の寄贈を行っております。平成25年度は、全国に27台の軽消防車を寄贈され、牟岐町消防団本部分団に1台寄贈いただきました。

平成26年2月14日に寄贈式があり、日本損害保険協会四国支部徳島損保会長（清水義仁）が寄贈式に出席いただきました。

